社会福祉充実計画の策定フロー(案)

社会福祉法人

決算試算後早い時期

①社会福祉充実残額の算定

残額あり

残額なし

社会福祉充実残額の算定結果の届出

②社会福祉充実計画の作成

③公認会計士・税理士等からの意見聴取

地域公益事業を行わない場合

地域公益事業を行う場合

④地域協議会からの意見聴取
・地域公益事業を行うこととなった場合、所轄庁へ地域協議会の開催申請を行う
・地域協議会で意見聴取した結果を計画に反映する

決算理事会で審議する

⑤理事会での審議

定時評議員会での承認

⑥評議員会の承認

6月末までに提出

⑦所轄庁へ承認申請の提出

⑧計画の実施
計画に変更が生じた場合は、必要に応じて変更承認申請、変更届出、計画終了承認申請を行う

毎年度算定

計画策定に向けて相談

地域協議会開催申請

意見聴取した結果を計画へ反映する

承認申請書の提出

承認通知書

所轄庁(青梅市)

算定結果の確認

①社会福祉充実計画策定の相談
実施しようとする事業について、市の計画等との整合性、地域ニーズなどを踏まえて実現性などの相談を行う

地域公益事業を行う場合

地域公益事業を行わない場合

②地域協議会の開催受付
担当課は協議会日程を調整し、法人へ連絡調整を行う

5月初～中頃

③地域協議会の開催
法人より担当者が出席、概要を説明し、委員より意見を聴取する

5月末頃

④社会福祉充実計画の審査・承認
・計算書類等の届出が同時に申請があるので、算定結果の確認とともに計画の承認を行う
・変更が生じた場合においても、計画の審査を再度行う